

平成30年4月1日より「公民館」が「市民センター」になります

◆ なぜ公民館から市民センターへ

これまで公民館は、幅広い世代を対象にした教育事業や地域団体の活動支援などを行ってきました。

しかし、地域が抱える課題や多様化する住民ニーズに対応していく地域づくりの拠点としての役割も求められています。

そこで、公民館の機能は維持した上で、これまで公民館ではできなかった収益を生む活動など、地域の実情に応じて、より柔軟で自由度の高い地域づくりが展開できる施設「市民センター」として運営を開始します。

◆ 市民センターがめざすもの

市民センターは、地域団体が運営できる規定を設けており、地域の意向により、市に代わって市民センターを運営することができます。

地域が運営することで、さらに柔軟で幅広い活動のできる拠点施設となり、より力強く地域づくりが発展していくことをめざします。

◆ 市民センターはこんなところです

◎使用時間：8時30分～22時

◎休館日：12月29日～1月3日

◎使用料：これまでと変わりません（営利目的の場合は加算があります）

▼利用するには、申請（使用許可）が必要です。

▼予約については、各市民センター（現公民館など）にお問い合わせください。

◆ 今までと同じ施設が、新しい活動の生まれる場に

◎施設の名称が変わり、施設に愛称をつけることができます。

◎収益を伴う地域活動が可能になります。

◎施設を地域で管理運営することが可能となり、地域が行う事業の幅が更に広がります。

（これまで通りの生涯学習事業、高齢者の御用聞き、高齢者サロンの運営、送迎サービス など）

◆ 大道理^{むく}夢求^{さと}の里交流館の例

○大道理夢求の里交流館とは

公民館の機能を備えた地域活動の拠点として平成 26 年 10 月に開館しました。

平成 27 年 4 月からは、施設の管理運営を地域が行い、各種講座などの開催だけでなく、地域の独自性のある事業が展開されています。

平成 30 年 4 月からは大道理市民センターになりますが、引き続き、大道理夢求の里交流館を愛称として使用します。

○交流館を拠点にした地域の取り組み事例

□高齢者の安心な暮らしを守る事業

- ・自宅と須々万地区やバス停までを送迎する「もやい便」の運行
- ・「もやい便」による送迎と移動販売を組み合わせた高齢者サロンの運営
- ・高齢者の御用聞き「便利屋」の運営

◆ 施設の名称が変わります

新名称	旧名称
桜木市民センター	桜木公民館
周陽市民センター	周陽公民館
秋月市民センター	秋月公民館
遠石市民センター	遠石公民館
岐山市民センター	岐山公民館
中央地区市民センター	中央地区公民館
今宿市民センター	今宿公民館
今宿市民センター西松原分館	今宿公民館西松原分館
櫛浜市民センター	櫛浜公民館
給島市民センター	給島公民館
大島市民センター	大島公民館
久米市民センター	久米公民館
菊川市民センター	菊川公民館
菊川市民センター富岡分館	菊川公民館富岡分館
菊川市民センター加見分館	菊川公民館加見分館

新名称	旧名称
四熊市民センター	四熊公民館
小畑市民センター	小畑公民館
夜市市民センター	夜市公民館
戸田市民センター	戸田公民館
戸田市民センター四郎谷分館	戸田四郎谷公民館
戸田市民センター津木分館	戸田津木公民館
湯野市民センター	湯野公民館
大向市民センター	大向公民館
大道理市民センター	大道理夢求の里交流館
長穂市民センター	長穂公民館
須々万市民センター	須々万公民館
須々万市民センター別館	須々万農村環境改善センター
中須市民センター	中須公民館
須金市民センター	須金農村環境改善センター
大津島市民センター（大津島支所に併設）	
大津島市民センター大津分館	大津公民館
和田市民センター	和田公民館
高水市民センター	高水公民館
勝間市民センター	勝間ふれあいセンター
大河内市民センター	大河内公民館
三丘市民センター	三丘徳修館

市民センターの事業を行う施設	鶴いこいの里、新南陽ふれあいセンター、コアプラザかの
----------------	----------------------------